

松阪市立中原小学校いじめ防止基本方針

令和2年8月4日策定

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

[いじめの定義]

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお起きた場所は、学校の内外を問わない。

「いじめ防止対策推進法より」

[いじめに対する基本的な考え方]

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有します。そしていじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期解決に取り組みます。

2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止委員会の設置

校長、教頭、生徒指導主任、生徒指導担当、養護教諭からなるいじめ防止等の対策のためのいじめ防止委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催します。

※状況に応じて、スクールカウンセラー、PTA役員、学校評議員等とも連携をとります。

3. いじめ防止等の対策のための具体的な取り組み

（1）いじめの未然防止のための取り組み

いじめはどの子にも起こりうるという事実をふまえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

①学級経営・学習指導を充実させます。

- ・学級満足度調査（Q-U）を年に2回実施します。またその結果を考察し、その対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図るとともに、よりよい学級経営に努めます。

- ・わかる、できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが達成感や充実感をもてる授業の実践に努めます。

- ・各教科や総合的な学習の時間等において、グループやペアでの活動を取り入れることにより、互いの良さを認め合い、高め合う集団づくりを行います。

- ・すべての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置づけ、子どもの様子を観察したり、授業改善を行ったりします。

- ・学習規律を徹底し、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

- ・すべての授業や様々な活動を通して、児童の自己肯定感を高めます。
- ・すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てます。

・嬉野中学校区人権フォーラムに参加し、人権問題について考えます。

②たてわり班活動を実施します。

・たてわり班活動を通して、人と関わる喜びや大切さに気づき、人の役に立っている、人から認められているといった自己有用感を獲得させます。

③インターネット上のいじめを防止します。

・情報モラル教育を推進し、携帯電話やインターネットの正しい利用法や危険性についての理解を深めるとともに、相手を思いやる気持ちを育てます。

④全職員で情報交換及び共通理解を図ります。

・職員会議、打ち合わせ等で、各学年の児童の現状や指導についての情報交換及び共通理解を全職員で図ります。

・年に2回、各学級での「見つめる子」についてのレポートを出し合い、全教職員で共通理解を図ります。

⑤家庭・地域と連携します。

・「学校いじめ防止基本方針」を公開し、学校の役割、家庭の役割、地域の役割について理解を深め、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努めます。

・中学校や幼稚園・保育所と情報交換や交流学習を行います。

(2)いじめの早期発見のための取り組み

いじめは大人の目に付きにくい場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくいことを教職員は認識し、早い段階から関わりを持ち、ささいな兆候を見逃さず、早期発見に努めます。

① 教育相談体制を充実させます。

・教師と子ども、子どもと子どもの信頼関係を深め、いじめによる悩みや苦しみ等を一人で抱え込まず、誰かに相談することができるようになります。

・各担任、養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止めます。

②いじめを把握します。

・いじめアンケート、学校生活調査を実施します。実施にあたっては、児童が素直に答えられるよう配慮します。

・授業の様子、保健室の様子、休み時間の様子など、より多くの職員が児童を見守り、情報を共有します。

・連絡帳や日記、日頃の声かけ等により、児童の交友関係や悩みごとを把握します。

・学級満足度調査（Q-U）の児童の回答状況から、「いじめや冷やかしなど不快行為をうけているか」について把握し、いじめの未然防止に努めます。

③家庭・地域と連携します。

・日頃から、児童を中心に据え、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努めます。

・家庭訪問や連絡帳等を通して、保護者との連絡を密にします。

・必要に応じて、行政、保育所や幼稚園、中学校や関係機関と連携して問題解決に臨みます。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

① いじめの解決に向け取り組みます。

- ・いじめられた児童やいじめた児童から事実関係を聴取し、いじめが確認された場合、いじめ防止委員会で情報共有します。
- ・いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめられた子ども本人や周辺の状況等を客観的に事実確認します。
- ・いじめた児童に対しては、行為にいたった経緯を聞くと共に児童への指導・支援にあたります。また、保護者にもよりよい成長に向けて学校の取り組み方針を伝え、協力を求めます。
- ・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたります。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。
- ・いじめの再発防止のために、いじめた児童はもちろん、傍観者であった児童に対しても、いじめられた児童の苦しみや傷みに思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決して許されない行為である」という認識を持たせます。
- ・いじめが解決した後も、すくなくとも3か月は被害・加害児童を注視し、被害児童や保護者に心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認して、いじめが止んでいることを確認します。

② いじめを受けた子どもや保護者等を支援します。

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童を複数の教職員で見守るなど、安全を確保します。
- ・いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、スクールカウンセラーや養護教諭、ハートケア相談員と連携を取りながら、心のケアに全力を尽くします。
- ・いじめを受けた児童の保護者に、学校の取り組みについての情報を伝えるとともに、保護者からは、家庭での様子や友だち関係についての情報を聞き取り、指導に生かします。

③ 関係機関と連携します。

- ・学校内だけでなく、各種団体や専門家とケース会議を持つなど、連携・協力して解決にあたります。
- ・必要に応じて、松阪市教育委員会事務局学校支援課、育ちサポート室、松阪市子ども支援研究センター、人権まなび課、いきがい学習課青少年センター、松阪市役所家庭児童支援課、中勢児童相談所などの関係機関と連携して、チームとしていじめ問題の解決を図ります。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、教育委員会に連絡を取り、警察と相談して対処します。

4. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、松阪市教育委員会に速やかに報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果についてはいじめを受けた児童及びその保護者に情報を適切に提供します。